

商品概要説明書

平成 28 年 2 月 1 日現在適用中

| | |
|--------------|--|
| 1. 商品名 | ・教育ローン「新芽」 |
| 2. ご利用いただける方 | ・以下の①～④の全ての条件を満たし、かつ、保証会社の保証が受けられる方 ①申込時年齢が満 20 歳以上の方 ②申込人または申込人の子弟等が学校等に就学中または就学予定の方 ③安定継続した収入がある方 ④当金庫営業区域内に居住または勤務されている方 |
| 3. お使いみち | ・申込人または申込人の子弟等の就学にかかる次の資金 ①就学する学校等への納付金（最長 1 年分） （寄付金、学校債、入学した学校等以外の受験した学校等への納付金も含まれます） ②就学にかかる付帯費用（最長 1 年分、100 万円以内） （受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等）など ③①または②を目的として他の金融機関（消費者金融は除く）から借入しているローンの借換資金 |
| 4. ご融資方法 | ・証書貸付 |
| 5. ご融資金額 | ・10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位） |
| 6. ご融資期間 | ・3 ヶ月以上 16 年以内 |
| 7. ご融資利率 | ・変動金利（保証料含む） ・最新の基準金利については「個人ローン利率一覧表」または店頭にてご確認ください。 ・融資実行後のご融資利率は、毎年4月および10月の第1営業日現在の当金庫所定の住宅ローンプライムレートを基準として見直しを行いません。 ・4月の見直しによるご融資利率は7月のご返済分から、10月の見直しによるご融資利率は翌年の1月のご返済分から適用されます。 ・ご融資利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し2年間は返済額を変更しません ・ご融資後、2回目の10月1日を基準として返済額の見直しを行い、以降も2年毎に同様に返済額の見直しを行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします ・当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます |
| 8. 金利優遇 | ・お取引の状況等により基準金利から金利を優遇させていただきます（最高年 1.300%優遇） ①当金庫に給与振込（5 万円以上）を指定されている方は、新規実行時にご融資利率から年 0.500%優遇いたします ②当金庫住宅ローンをご利用中（新規契約中を含みます）で、直近 1 年以内に延滞のない方は、新規実行時にご融資利率から年 0.500%優遇いたします ③教育カードローン新芽を保有（同時契約を含みます）の方は、新規実行時にご融資利率から年 0.100%優遇いたします。 ④お申込時に満 22 歳以下の同居または扶養家族のお子さまがいらっしゃる方は、新規実行時にご融資利率から優遇いたします。 （1 人または 2 人の場合は年 0.100%優遇、3 人以上の場合は年 0.200%優遇） |
| 9. ご返済方法 | ・毎月元利均等返済（ご融資金額の 50%以内までボーナス返済のご利用もできます） ・卒業予定月まで元金返済据置期間とすることもできます。 ・ご返済日は毎月 5、15、25 日のいずれかの日を選択していただきます。（休日の場合は、翌営業日） |
| 10. 保証会社 | ・一般社団法人 しんきん保証基金 |

| | |
|----------------------|--|
| 11. 担保 | ・必要ありません |
| 12. 保証人 | ・必要ありません |
| 13. 必要書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人さまを確認できる資料 運転免許証をお持ちの方は必ず運転免許証をご用意ください。 運転免許証をお持ちでない方は、健康保険被保険者証、パスポート、写真付住基カード、運転経歴証明書、個人番号カードのいずれかをご用意ください。 ・所得を証明できる資料 源泉徴収票、公的証明書、確定申告書等 ※ご融資金額 100 万円以下のお申込につきましては、所得証明資料のご提出は不要です ・お使いみちが証明できる資料 (学校発行の振込用紙等) ※付帯費用が含まれる場合は、パンフレット等が必要となります ※付帯費用のみの場合は合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収書、領収印のある振込など就学確認書類が必要となります ※借換資金が含まれる場合は、返済予定表、残高証明書など融資残高がわかるものが必要となります |
| 14. 事務手数料・保証料 | ・事務手数料、保証料（ご融資利率に含んでいます）は、別途お支払いいただく必要はありません |
| 15. 苦情処理措置 紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、058-265-1151）で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください</p> |
| 16. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご不明な点につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-6388-03）までご照会ください ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください |